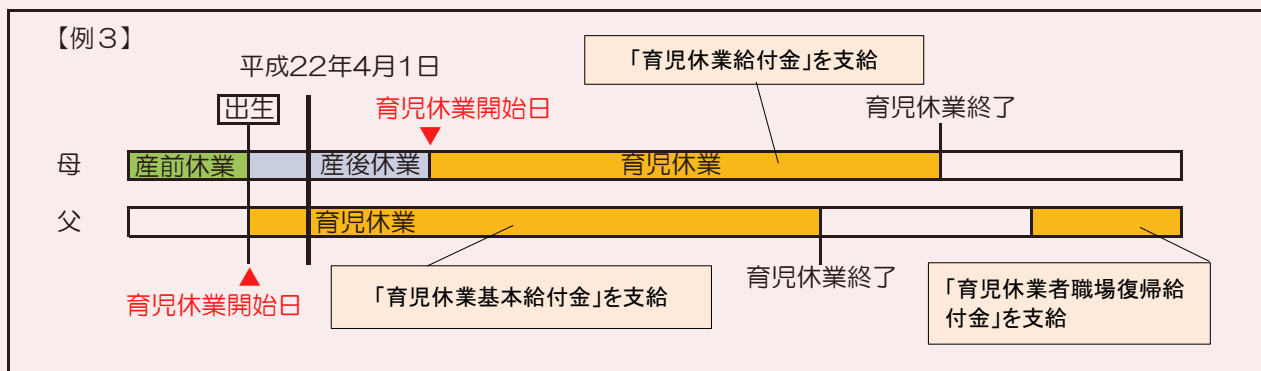
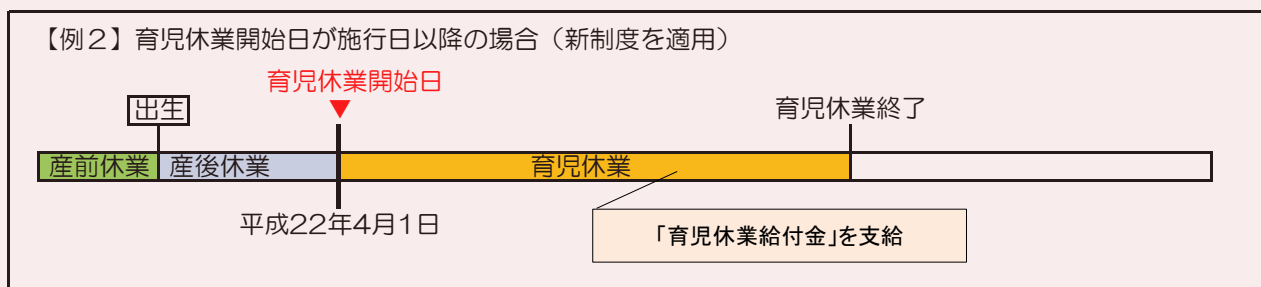
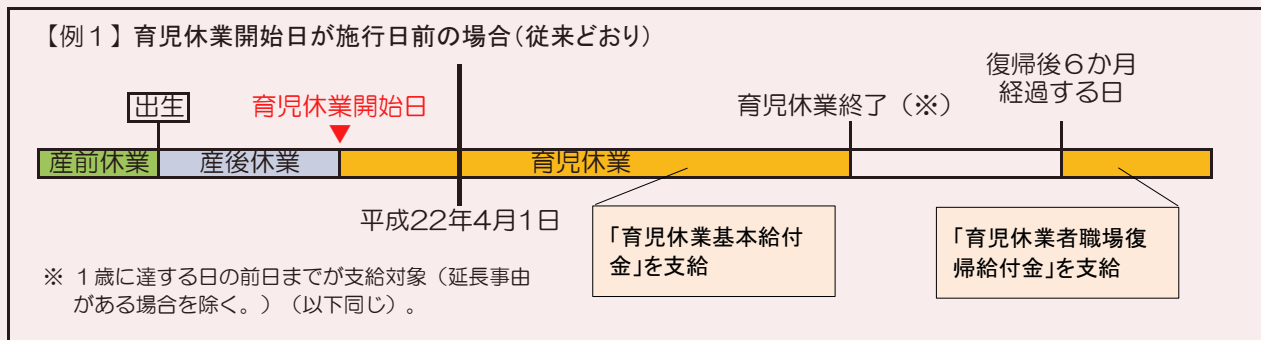


I. 平成22年4月1日施行分について

1. 「育児休業基本給付金」と「育児休業者職場復帰給付金」を統合し、「育児休業給付金」として、全額育児休業中に支給されることとなります（対象は平成22年4月1日以降育児休業を開始された方です）。



※ 平成22年4月1日以降育児休業を開始された方は、「育児休業給付金」の対象となるため、「育児休業者職場復帰給付金」の申請は不要です。

2. 平成22年3月31日までとされていた給付率の引上げは、当分の間、延長されたため、「育児休業給付金」の給付率は、休業開始時賃金月額（※）の**50%**となります。

※ 休業開始時賃金月額とは、「休業開始時賃金日額 × 支給日数」をいいます。

II. 平成22年6月30日施行分について

1. 「パパ・ママ育休プラス制度（父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長）」の利用により育児休業を取得する場合には、（以下のいずれにも該当する場合は、一定の要件を満たせば、子が1歳2か月に達する日の前日の間に最大1年まで育児休業給付金が支給されます。

※ 子が1歳に達する日が平成22年6月30日以降である方は対象となります。

- ① 育児休業開始日が、1歳に達する日の翌日以前である場合。
- ② 育児休業開始日が、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある当該者を含む。以下同じ。）が取得している育児休業期間の初日以後である場合。
- ③ 配偶者が当該子の1歳に達する日以前に育児休業を取得していること。

○ 上記②、③の配偶者の育児休業には、配偶者が、国家公務員、地方公務員等の公務員であり、当該配偶者が育児休業を取得した場合も含まれます。

○ 父の休業の場合は、育児休業給付金を受給できる期間の上限は1年間となります。
母の休業の場合は、出産日（産前休業の末日となります。）と産後休業期間と育児休業給付金を受給できる期間を合わせて1年間が上限となります。

解 説

休業期間の末日とされた日が当該休業開始予定日から起算して育児休業等可能日数から育児休業等取得日数を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日後においては、支給対象外となります。

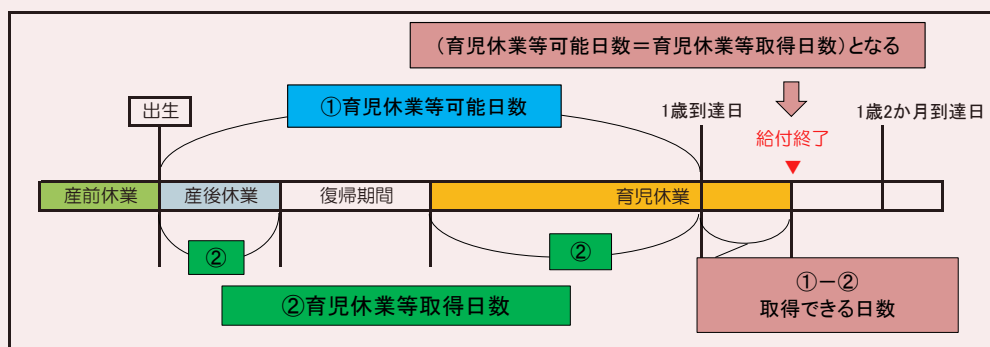
育児休業等可能日数とは

当該休業に係る子の出生した日から当該子の1歳に達する日までの日数をいいます。

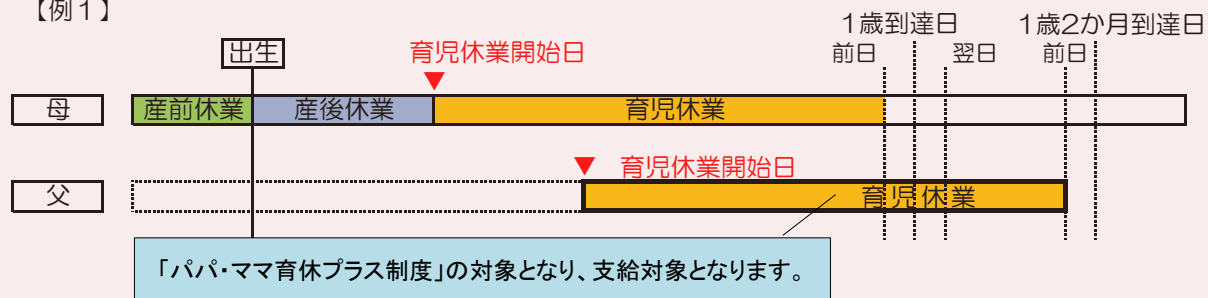
育児休業等取得日数とは

当該子の出生した日以後、被保険者の方が産前休業（出産日）及び産後休業を取得した日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいいます。

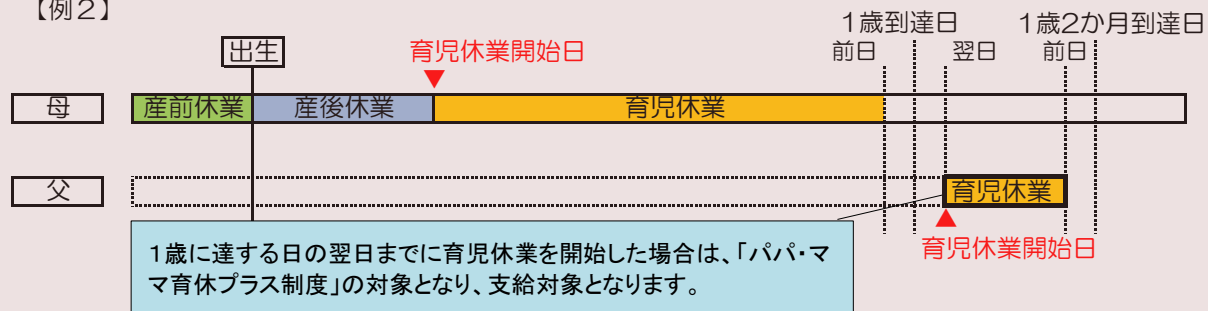
図で示すと以下のとおりとなります。



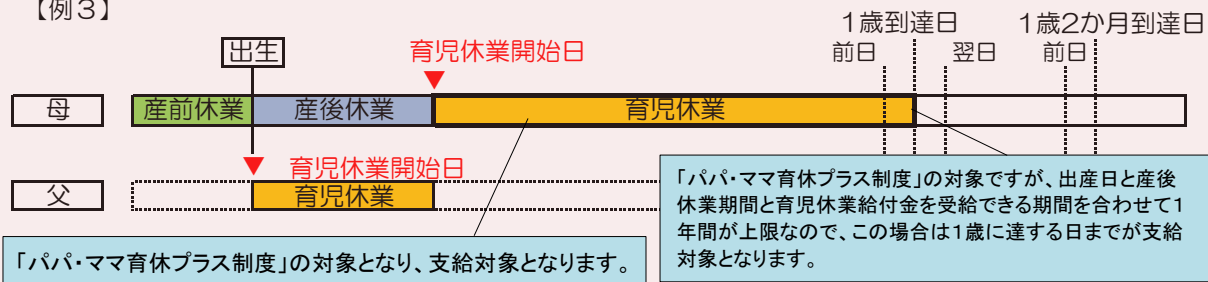
【例1】

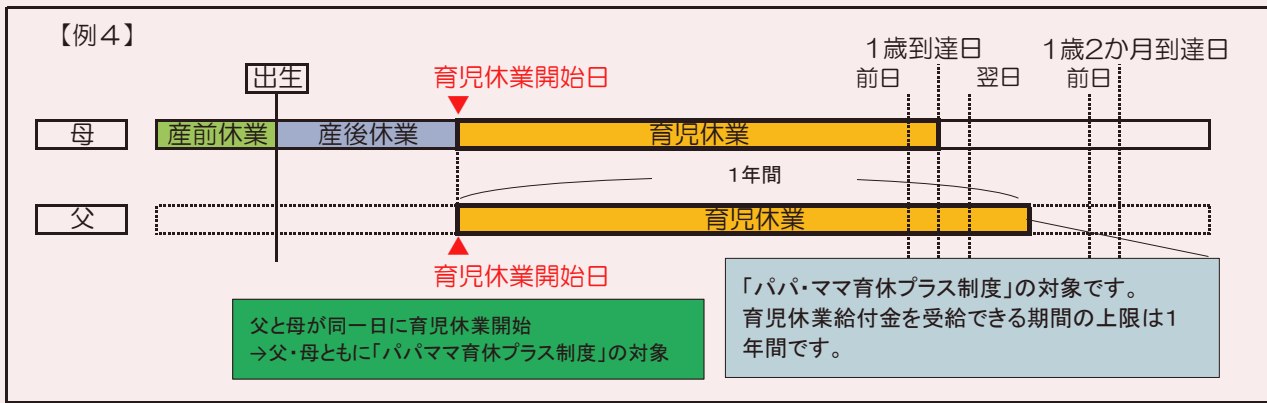


【例2】

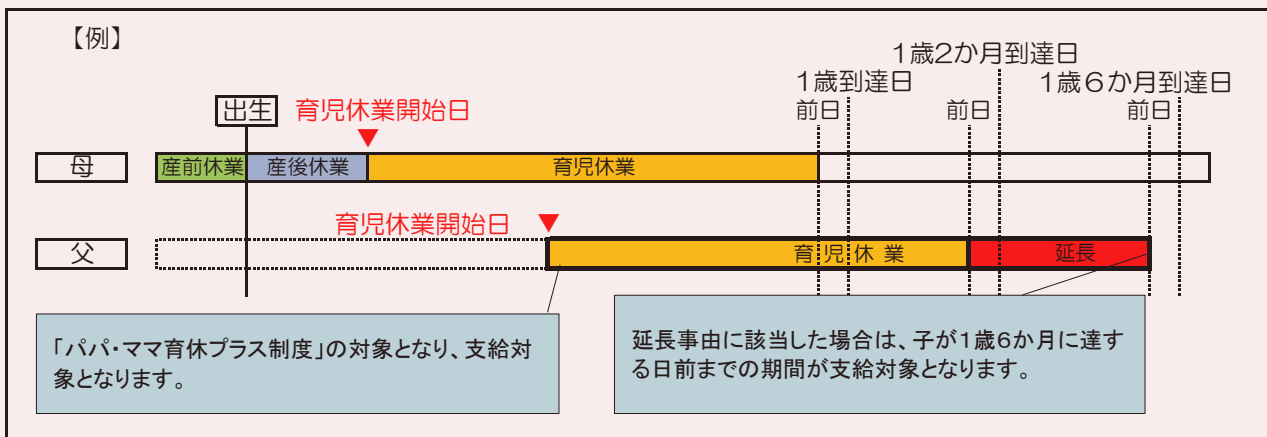


【例3】





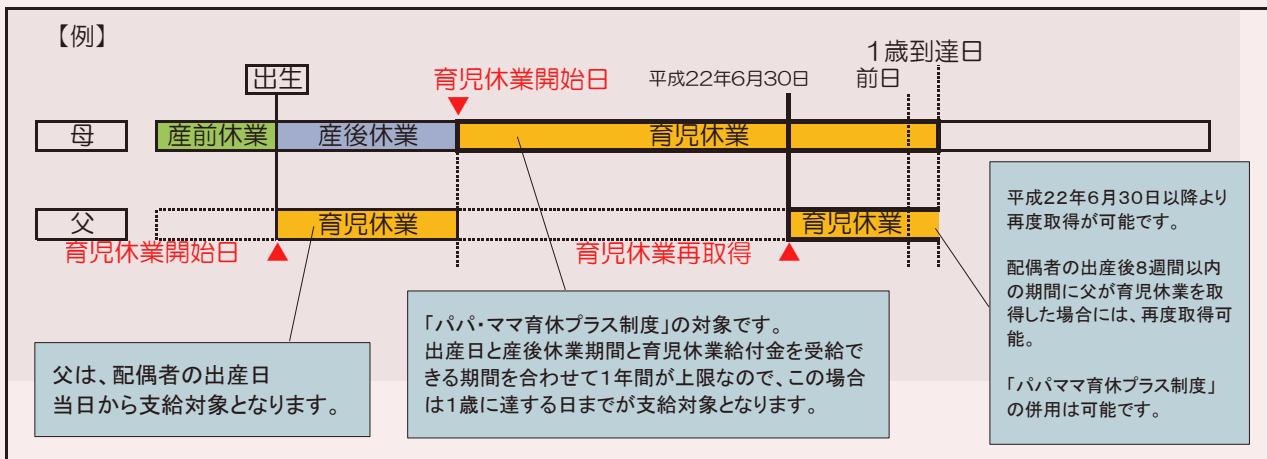
- パパ・ママ育休プラス制度により、休業終了予定日とされた日が当該子の1歳に達する日後である場合は、当該休業終了予定日とされた日後の期間について、保育所における保育の実施が行われない等支給対象期間の延長事由に該当した場合は、その子が**1歳6か月に達する日**前までの期間が支給対象期間となります。



2. 配偶者の出産後8週間以内の期間内に、父親が育児休業を取得した場合には、特別な事情がなくても、再度の取得が可能となります。

また、配偶者の育児休業には、配偶者が、国家公務員、地方公務員等の公務員であり、当該配偶者が育児休業を取得した場合も含まれます。

※ 再度取得日が平成22年6月30日以降であれば、当該制度の対象となります。



- I 及び II に係る支給申請方法については、今後配布予定の「育児休業給付の内容及び支給申請手続きについて」リーフレットをご参照ください。
- その他、制度についてご不明な点がございましたら、お気軽に公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。